

## 運営指導におけるおおむねの流れ

運営指導の当日は、原則としておおむね以下の流れで行います。

なお、当日の都合等により変更する場合がありますので、御了承ください。

### 1 あいさつ及び進行説明

自己紹介後、県から、運営指導の目的、担当者の役割分担、事業所職員の対応方法、終了予定時刻等について説明します。

### 2 施設巡回

通常業務を優先していただき、説明者として最小限の職員の同行をお願いします。

### 3 書類確認

管理者及び担当者の対応をお願いします。

なお、終了時間については、当日の進行の状況等により変更する場合がありますので御了承ください。

### 4 講評

指導結果について、サービスごとに講評を行います。

なお、実施結果については、後日文書により正式に通知します。

#### ※指導結果について

指導結果通知には、「指摘事項」、「指導事項」及び「口頭指導」があります。このうち「指摘事項」については、通知日から原則として45日以内に改善結果の報告を求めますので御了承ください。

また、「指導事項」及び「口頭指導」については、改善結果の報告は要しませんが、「指導事項」については速やかに改善する（次回指導時に改善状況を確認します。）とともに、「口頭指導」については改善に努めてください。